

[2009.9.7] 近畿運輸局長から、一般貨物自動車運送事業に係る行政処分を受けた内容について

(1). 近畿運輸局監査

①平成21年6月18日(木)

・対象事業所 陸運大阪営業所

②指摘内容

・点呼を行った旨の記録に一部不備があった。(法第17条第3項、安全規則第7条第4項)

・乗務等の記録事項に一部不備があった。(法第17条第3項、安全規則第8条第1項)

(2). 行政処分の内容

平成21年6月18日の監査に基づき、平成21年9月7日付けで近畿運輸局長から行政処分を受けました。

①輸送施設等の使用停止

・貨物運送事業用自動車 2両(使用停止総日数45日間)

②事業計画の措置

・車両使用停止期間中の増車申請及び使用停止期間終了後3ヶ月間の事業計画(拡大の事業計画)申請の不可

(3). 対策

①指摘内容について、全店営業所へ業務内容の見直しを指示しました。

②本社安全推進部が全営業所の対策実施状況を確認し、二度と悲惨な事故を引き起こさない様、安全確保の徹底を図っています。

③当該営業所においては、平成21年9月18日近畿運輸局より改善状況の監査を受け、改善が図られているとの確認を受けました。